

陳 情 文 書 表

(保健福祉局)

受理番号	518	受理年月日	令和5年6月28日
件 名	敬老乗車証の利用区間の拡大		
要 旨	<p>向島地域は京都市内であるにもかかわらず、地下鉄烏丸線の南端が竹田駅までとの理由から、近鉄向島駅から竹田駅間の鉄道について、近鉄電車と京都市営地下鉄が相互乗り入れしているものの京都市が交付している敬老乗車証が利用できない。</p> <p>この事情は、近鉄桃山御陵前駅から竹田駅間の鉄道についても同様であるが、観月橋以北の地域と向島地域との大きな違いは、向島地域には京都市営バス路線がなく、近鉄バス路線しかないという点である。向島地域に住む高齢者は、大手筋商店街を利用することが少なくない。</p> <p>ところが、敬老乗車証が利用できる近鉄向島駅から竹田駅までの近鉄バス路線は1時間に1本、しかも、近鉄向島駅前バス停の始発が午前9時5分と遅く、終バスは午後4時30分と早く、向島地域の高齢者は、観月橋以北の高齢者と比較して敬老乗車証の利用が極めて限定されている。</p> <p>については、高齢化が京都市内の平均を大きく超えて進む向島地域の高齢者の健康増進、街の活性化、大手筋商店街の経済的発展のためにも、近鉄向島駅から竹田駅間の鉄道についても、敬老乗車証が利用できるようすることを願う。</p>		
陳情者			
回付委員会	環境福祉委員会		